

# 点検商法に注意!

～無料のはずが高額な契約に～

## 【相談例】

「無料で排水管の点検と掃除を行う。」との電話があり、無料ならと思い訪問に了承した。訪問した作業員から、点検後に、「排水管が傷んでいる」「汚水升が傷んでいる」などと次々に言われ、勧められるがまま様々な補修工事を頼んだ結果、契約総額は100万円を超えていた。

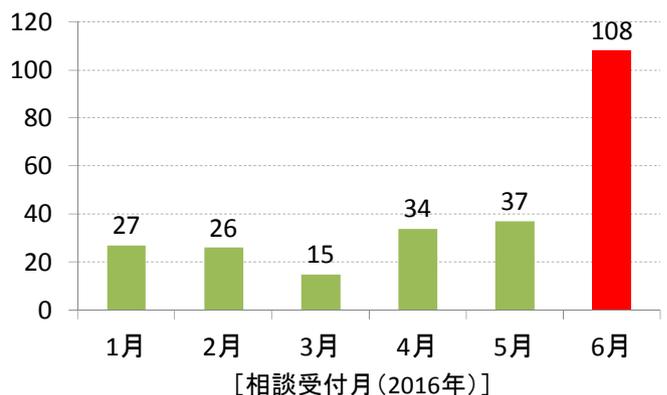
## 【点検商法関連相談の受付状況】

上記の相談例のように、屋根や排水管、布団などを「無料で点検する」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおるような説明をし、リフォーム工事や商品の購入などの高額契約を結ばせる手口を「点検商法」と呼びます。

兵庫県内の消費生活相談窓口に寄せられた「点検商法」に関する相談の受付件数を確認すると、今年6月が108件と、前月の37件から急増しています（右図）。

下記の点に注意してください。

[件数]



兵庫県内の「点検商法」関連相談受付件数  
(2016年1月～6月)

## 【点検商法の注意点】

- 無料または極端な低価格をうたった点検の勧誘には注意しましょう。
- 必要ない場合はきっぱり断り、安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 家族や周囲の人、最寄りの消費生活センター（電話番号は188）に相談しましょう。契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。